

## 第5章 特定健診・特定保健指導の実施（法定義務）

### 1 第4期特定健康診査等実施計画について

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査等実施計画を定めます。なお、第1期及び第2期は5年を一期としていましたが、医療費適正化計画等が6年一期に改正されたことを踏まえ、第3期以降は実施計画も6年を一期として策定します。

### 2 目標値の設定

第2期の特定健診受診率等を踏まえ、目標値を次のとおり設定します。

図表 39 特定健診受診率・特定保健指導実施率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健診受診率	40.75%	42.60%	44.45%	46.30%	48.15%	50.0%
特定保健指導実施率	71.9%	71.9%	71.9%	71.9%	71.9%	71.9%

\*重症化予防のための保健指導に重点をおくため、特定保健指導実施率は現状維持（令和4年度実施率）

### 3 対象者の見込み

図表 40 特定健診・特定保健指導対象者の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健診	対象者数	12,770人	12,550人	12,347人	12,158人	11,985人	11,789人
	受診者数	5,204人	5,346人	5,488人	5,629人	5,771人	5,895人
特定保健指導	対象者数	484人	497人	510人	523人	537人	548人
	実施者数	348人	357人	367人	376人	386人	394人

### 4 特定健診の実施

#### （1）実施方法

指定医療機関で年間を通して受診できる「個別健診」と、日時と場所（住民センター等）を指定して実施する「集団健診」を実施します。集団健診において、休日健診を実施します。

なお、健診の実施は個別健診、集団健診ともに、市（国保）から健診機関へ委託します。

- ① 個別健診（指定医療機関）
- ② 集団健診（住民センター等）

## (2) 特定健診委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第 28 条及び実施基準第 16 条第 1 項に基づき、具体的に委託できる者の基準については、厚生労働大臣の告示において定められています。

## (3) 健診実施機関リスト

特定健診実施機関については、市のホームページに掲載します。

(参照) URL : <https://www.city.omura.nagasaki.jp/>

## (4) 特定健診実施項目

メタボに着目した生活習慣病予防のための特定保健指導対象者を抽出する国が定めた項目に加え、追加の検査 (HbA1c・血清クレアチニン・尿酸・尿潜血・貧血) を実施します。

また、血中脂質検査のうち LDL コレステロールについては、中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は、non-HDL コレステロールの測定に代えることができます。(実施基準第 1 条第 4 項)

図表 41 大村市特定健診検査項目

健診項目		大村市	国
身体測定	身長	○	○
	体重	○	○
	BMI	○	○
	腹囲	○	○
血圧	収縮期血圧	○	○
	拡張期血圧	○	○
肝機能検査	AST(GOT)	○	○
	ALT(GPT)	○	○
	γ-GT(γ-GTP)	○	○
血中脂質検査	空腹時中性脂肪	●	●
	随時中性脂肪	●	●
	HDL コレステロール	○	○
	LDL コレステロール	○	○
血糖検査	空腹時血糖	●	●
	HbA1c	○	●
	随時血糖	●	●
尿検査	尿糖	○	○
	尿蛋白	○	○
	尿潜血	○	
血液学検査 (貧血検査)	ヘマトクリット値	○	□
	血色素量	○	□
	赤血球数	○	□
その他	心電図	□	□
	眼底検査	□	□
	血清クレアチニン (eGFR)	○	□
	尿酸	○	

○…必須項目、□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目、●…いずれの項目の実施で可

## (5) 実施時期

4月から翌年3月末まで実施します。

## (6) 医療機関との適切な連携

治療中であっても特定健診の受診対象者であることから、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行えるよう、医療機関へ十分な説明を実施していきます。

また、本人同意の下、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医の協力及び連携を行います。

## (7) 代行機関

特定健診に係る費用の請求・支払い代行は、長崎県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託します。

## (8) 健診の案内方法

受診率向上につながるよう、様々な機会を通じて健診日程等を案内します。

- ① 日時や会場を案内したはがきや、特定健康診査受診券等による案内
- ② 広報紙やラジオ、ホームページによる周知
- ③ 健康のしおりを全戸世帯に配布

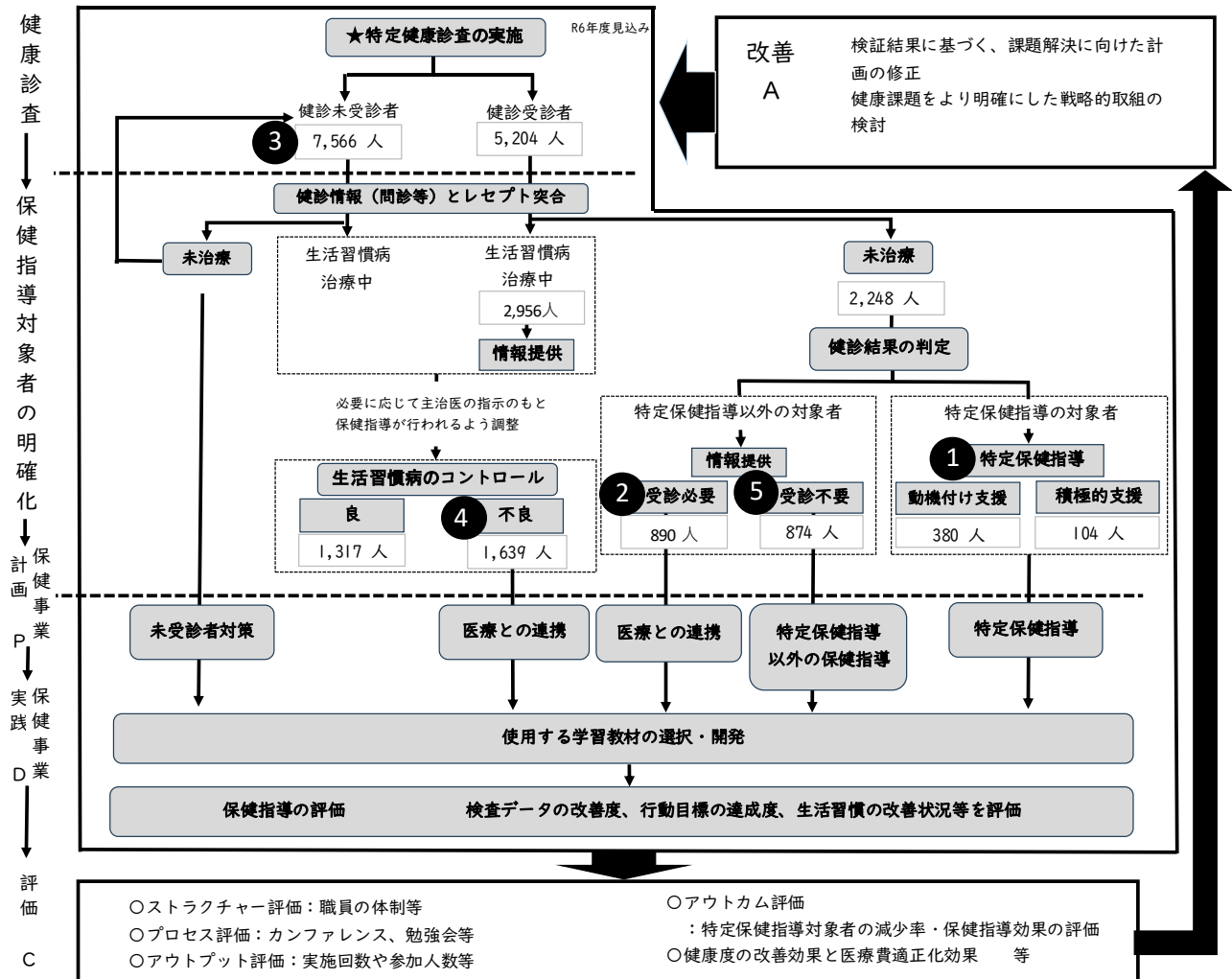
## 5 特定保健指導の実施

特定保健指導の実施については、医療保険者として、市（国保）が直接実施します。

### (1) 対象者の明確化と保健指導実施の流れ

「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」をもとに、健診結果から保健指導対象者を明確化にし、保健指導計画の策定・実践を次のように行います。

図表 42 健診から保健指導へのフローチャート(保健指導対象者見込みと優先順位)



図表 43 要保健指導対象者の優先順位

優先順位	保健指導レベル	支援方法	R6 年度対象者見込
①	特定保健指導 -動機付け支援 -積極的支援	○対象者の特徴に応じた行動変容を促す保健指導 ○行動目標・計画の策定 ○健診結果により、必要に応じて受診勧奨を実施	484 人
②	情報提供 (受診必要)	○医療機関を受診する必要性について通知・説明 ○適切な生活改善や受診行動が選択できるよう支援	890 人
③	健診未受診者	○特定健診の受診勧奨(例：健診受診の重要性の普及啓発)	7,566 人
④	情報提供 (不良)	○かかりつけ医との連携 ○学習教材の共同使用 ○治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析	1,639 人
⑤	情報提供	○健診結果の見方について通知・説明	874 人

(2) 生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール

目標に向かった進捗管理とPDC Aサイクルで実践していくため、年間実践スケジュールを作成します。

図表 44 健診・保健指導の年間実践スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導	その他
3月	○健診対象者の抽出及び受診券発行 ○受診券と健診案内通知の送付 ○診療情報提供の依頼 ○健診実施機関との契約		○特定健診をはじめとした各種健診の広報
4月	○特定健診（後期高齢者健診、がん検診、若年者健診）の実施		○電話や訪問による受診勧奨（通年） ○各種イベントに合わせた周知（随時）
5月			
6月	○健診データ受取 ○代行機関（国保連合会）を通じて費用決済の実施	○対象者の抽出 ○保健指導	○受診勧奨1回目（ハガキ送付後、電話勧奨）
7月			
8月			
9月	○前年度特定健診・特定保健指導実績報告		
10月		○利用券の登録	○受診勧奨2回目（ハガキ送付後、電話勧奨）
11月			
12月			
1月			○受診勧奨3回目（ハガキ送付後、電話勧奨）
2月			
3月	○健診の終了		
翌年度	○費用決済終了	○翌年度9月まで実施	

## 6 個人情報の保護

### (1) 基本的な考え方

特定健診・特定保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律および大村市個人情報保護条例を踏まえた対応を行います。

また、特定健診の外部委託については、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理します。

### (2) 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健診・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行います。保存期間については、原則として5年間とします。

## 7 結果の報告

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告します。

## 8 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項（保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない）に基づく計画は、市ホームページ等への掲載により公表、周知します。